

2004年6月定例府議会で、西脇郁子、加味根史朗両議員（6月11日）、および梅木紀秀議員（6月14日）が行った一般質問、答弁を紹介いたします。

西脇郁子（日本共産党、京都市下京区） 2004年6月11日

日本共産党の西脇いくこです。通告しております数点について、知事ならびに関係理事者に質問いたします。

**「安心・子育てテレホン事業」の継続、児童相談所等の相談体制のさらなる充実を
毎年1000件以上の相談件数や、25件もの虐待相談を受け、重要な役割**

【西脇】先日、長崎県の小学校内で6年生の女子児童が、同級生を切りつけ殺してしまうという、痛ましい事件が起きました。お亡くなりになった、御手洗さとみさんに対しまして、心からご冥福をお祈りいたします。今回の事件は、国民に大きな衝撃を与えました。こうした不幸な事件が、二度と起こらないように心から望むものです。

今、長引く不況のもとで、長時間労働、リストラや競争社会の激化、有害情報の氾濫など、子育てをめぐる状況はますます大変になり、子育て不安はいっそう広がっています。だからこそ、今ほど身近な児童相談所や保育園、子育て電話相談、児童養護施設などの子育て支援体制の充実が、必要な時はないと考えます。

そこで本府が、この9月末で廃止しようとしておられる「安心・子育てテレホン相談事業」について質問します。

この事業は、府下では唯一、宇治児童相談所で行われており、毎年1000件以上もの相談があります。平成14年には、25件もの明確な虐待相談が含まれているとのこと。相談の中には、虐待が疑われる、いわゆる虐待予備軍だと思われる内容や、児童相談所での面接が必要とされる深刻な内容があること、また、リピーターの相談者や子育て専門雑誌等にも紹介されていることから、他府県からの相談者も含まれているとのこと。

本府の子育て支援情報のホームページには、「安心・子育てテレホン」の案内とともに、ミニコラムのコーナーには、電話相談員さんが相談活動での思いを、次のようにつづられています。

「虐待で保護された、生後数カ月の赤ちゃんに出会ったことがあります。目が合うと、にっこり笑うはずの月齢の赤ちゃんは、どこか遠いところを見ているように無表情でした。顔や体には何か所も痛々しい傷跡があり、赤ちゃん特有のやわらかいあどけない顔立ちのその姿は、私には、羽をもぎ取られた、傷だらけの天使に見えてなりませんでした。

あるとき、「自分の赤ちゃんを叩く、ける、突き落とす、このままでは、もっとひどいことをしそうで自分が怖くなる。」との電話を受けたことがありました。毎日の様子を聞いていくと、一人ぼっちで追い詰められている、この人の今がひしひしと伝わってきます。

とにかく電話をしたというところに、何とかしたいというこの人の意思を感じて聞き続けると、そこには、先ほどの赤ちゃんと同じように心が傷つき、疲れ果てた母親の姿がありました。心の傷を目の当たりにすることはできませんが、どちらも傷だらけなのです」と。私はこのコラムを読んで、改めて「子育て・安心テレホン」の役割の重さを感じました。

このように、宇治児童相談所ではこれまで、「いのちの電話」などの相談員も務めておられる方など、専門性の高い6名の電話相談員さんが、相手の話をじっくり聞いて、相談者の気持ちを受け止める努力を続けてこられました。虐待相談などは、児童相談所では敷居が高くても、電話相談の中で、児童相談所にスムーズにつなげていくことが可能であり、虐待してしまう不安を持っている親にとっても、これは極めて重要です。このことは、児童相談所内に設置された電話相談部門の大きなメリットでもあります。

虐待相談受理事件数は、年々増え3年前の2・5倍に

【西脇】さらに、府下の児童相談所の虐待相談の合計受理事件数は、平成14年度には238件で、3年前の2・5倍にもなっていることから、電話相談事業は、虐待の予防的役割も大きく果たしていると思いますが、この点についてはどうお考えでしょうか。

この「安心・子育てテレホン事業」は継続すべきとの、わが党議員団の質問に対する本府のこれまでの答弁は、「さまざまな分野での相談機能体制は充実してきている」「さらに、身近な市町村、保育所等の子育て支援センターなどでの相談対応も、可能になっている」とのことでした。

今の市町村のわずかな相談体制では不十分。それでも電話相談を廃止するのか

【西脇】私は、宇治児童相談所の担当地域の各市町村に、直接お話を伺いましたが、「家庭児童相談室の相談員は、わずか1人から2人体制で担当職員は、他の業務に終わられて大変」「保健センターも対象は主に乳幼児で、医療分野の相談が中心であり、学童期以降の子どもへの対応は不十分」「保育所のなかの子育て支援センターも現場の保育士さんの配置基準が変わっていないため、通常の保育業務を行うだけで精一杯」「小さい町村では、相談員研修なども含め、専門体制がとりにくい」などの声が、率直に出されていました。また、宇治児童相談所の方からも、今の市町村の状況の中で、「今後、相談者を、いったいどこに紹介すればいいのか」と、戸惑いの声も出ています。多くの市町村での現在の子育て支援体制は、これまで府が答弁されたような状況には、なっていないのです。また、本府はこれまで、「今後は、通常の業務の中での対応が、可能」だとも答弁されていますが、この点につきましても、大いに疑問が残るところです。

宇治児童相談所ではこれまで、6名の相談員体制に加え、1名の受け付け業務担当職員と7人体制でしたが、受け付け専門職員が廃止になり、その代わりに2年前より、新たに虐待サポートチームとして、2名の加配があり、現在8名の相談員体制となっています。実質1名の相談員の増員ではありますが、受付専門職員が廃止になったことにより、「それまでの受け付け事務職員が担当しておられた事務処理が、すべて相談員に分担されることとなり、本来の多忙な相談活動に加え、大きな負担になっている。」と、お聞きしています。さらに、一時保護所の保育士も、常勤体制から非常勤体制になり、残業も含め、常勤職員の精神的・肉体的負担は、増えるばかりです。

こういった現在の市町村や、児童相談所の相談体制の厳しい状況のもと、「安心・子育てテレホン」事業がなくなれば、今後はこれまでのように、電話相談者の不安や悩みに丁寧に対応することが難しいと思いますが、それでも電話相談は廃止されるおつもりですか。

改めて、子育て支援に重要な役割を果たしている「安心・子育てテレホン」事業の継続と、児童相談所の相談体制の、更なる充実を強く要望いたします。

【保健福祉部長】「安心・子育てテレホン」事業は、子育て支援に対するニーズが増大する中、家庭が抱える子どもたちに関する、さまざまな悩みに対応してきたが、近年、母子保健法や児童福祉法等の改正により、住民に身近な市町村の役割が強化され、乳幼児の健康指導や育児相談は市町村保健センターで、育児不安等の子育て相談は、地域子育て支援センターや保育所等で実施されている。児童相談所では、高度な専門性を生かし、児童虐待などの困難な事例に対応することが、重要な役割として、今求められていることから、乳幼児の健康・食事・しつけなどの相談がほとんどを占める「安心・子育てテレホン」事業については、現在、市町村で実施されている相談事業にゆだねることし、本年9月で終了する。

市町村の子育て支援家庭への相談体制については、保健センターが全市町村に設置されていることや、保健師がここ10年間で約100名増員され、地域子育てセンターが3カ所から33カ所に増加している等、整備されている。今後は、市町村の資質向上や地域子育て支援センター等、市町村の相談機能の充実について、児童相談所や保健所と専門性を生かしながら、積極的に進めるとともに児童相談所での、虐待をはじめ、非行などの相談についても、いっそう取組みを強めるとともに、市町村はじめ、関係団体とも連携し、総合的な子育て支援を取組んでいきたい。

【西脇・再質問】児童相談所の中にある電話相談事業は、先ほどもこれは他の市町村では変えられない、独特の重要な役割をしていると申したわけですが、そのメリット、役割ということについて、どう府として認識しているのか。改めて伺います。

もう一点は、本府は昨年12月に、『ストップザ児童虐待』というタイトルのCD-ROM。これは、府民の啓発用にとのことでしたが、270万円の事業で1500枚作成されたばかり、ともお聞きしています。そのCDの中にも、「安心・子育てテレホン」事業が、イラスト入りで案内されています。このCDは、昨年12月に京都で開催された「日本の子ども虐待防止研究会」の中で、全国の都道府県にも配られ、紹介されたようですが、それにもかかわらず、突然今年の2月の予算委員会で、電話相談事業の廃止が打ち出される。これは、全く理解ができません。この点についてもご説明をお願いするとともに、「安心・子育てテレホン」事業の継続を、改めて要望い

たします。

【保健福祉部長】 この事業は、制度としては児童相談所と一緒にやるということは、想定されていません。府の事業として、適切な場所で実施する。府の場合はたまたま、宇治の児童相談所が中央相談所ということから行っている。事業の意義については、相談内容には、非常に一般的なものから、高度な難しいものもあります。それぞれの役割分担と市町村との連携協力の中で、適切に個別課題については対応していきたい。

CD-ROMの件は、去年の秋以降、16年度以降の政策検討の中で決定してきたもの。経過措置として、今年半年間9月末まで実施をするとしている。

地産地消のさらなる推進には、コーディネートに徹する担当者の配置が不可欠

【西脇】 次に、本府での学校給食の地産地消の推進について、質問いたします。

学校給食は、子どもの食習慣や食事マナーを正すだけではなく、地域の農林漁業を学ぶ「食農教育」の基本であり、既に全国で、学校給食に地元産の農産物を取り入れる取り組みが、豊かな学校給食を目指す方々や農業関係者、自治体などの努力により、広がっています。平成15年度の政府の農業白書におきましても、「こうした地域農産物を活用する取り組みは、地域内やわが国全体の食料自給率の向上につながり、環境保全にも資することから、引き続き、地域の関係者が一体となった、更なる推進が望まれる。」と、明言されています。

鳥取県では、学校給食への県内産食材使用率の県平均は、平成12年度の20%から、平成14年度には25%にと、全国平均の21%を大きく上回っています。鳥取県の学校給食をはじめとした、地産地消の取り組みが進んだ大きな要因は、まず市町村の取組み状況を、どの部局の担当者よりも、詳しく把握している知事の積極的な取組み姿勢とともに、3年前に作られた地産地消推進室の担当者のご努力も、大変なものがあった。地産地消推進室では、各市町村のそれぞれの現場と、県庁内のすべての部局をつなぐコーディネーター役に徹しているとの話も聞きました。また、一例ですが、県内産大豆を用いた豆腐の加工業者に呼びかけ、その販売を県内の全スーパーに働きかけていくという取り組みも、進めてこられたということです。

本府でも、地産地消の取組みの一環として、「いただきます・地元産プラン」を策定されましたが、このプラン策定前の検討会議や、府民からのパブリックコメントを通じての意見のなかにも、「供給の仕組みづくりについて、地域で具体化するには、生産者を組織し、学校栄養職員、調理員等の間をつなぐコーディネーターが必要。」との意見が出されていました。本府では農林水産部と教育委員会が連携して行われるとのことですが、学校給食だけにとどまらず、鳥取県のように府内産農水産物等の地産地消を、積極的にすすめていくためには、府庁内の部局を横断し、意見を取りまとめていく地産地消推進室のような専門の担当者が配置された部署が、ぜひとも必要と考えますが、いかがでしょうか。

先ほどの鳥取県では、県教育委員会が、県下の市町村ごとに、地元産・県内産・国内産・外国産ごとの学校給食用食材の生産地別使用状況と、野菜・果物・魚介類等の主な品目ごとの生産地の状況調査を実施し、県内の学校給食食材状況を、細かく把握しておられます。まず、地産地消をすすめる場合、この調査は当然必要と考えますが、本府では現在、どこまで把握をしておられますか。また、本府での当面の地元産・府内産・国内産食材の使用割合の目標は、どう設定されていますか。

あわせて、大量の調理を一箇所の給食センターでまかなう方式では、1回に大量の野菜などの食材がそろえられる農家や、農家の集団、流通業者でなければ対応できないという問題が、指摘されています。さらに、長岡京市、向日市、舞鶴市、大山崎町などでは学校給食の民間委託化もすすんでいます。城陽市でも来年一月より民間委託化が予定されているとお聞きし、京都市でも中学校給食は、4年前より、民間委託による弁当給食が、養護学校でも本年4月より民間委託でのクックチルド方式が実施されています。民間委託の場合、食材の品揃えの問題と併せて、経済コストがより優先されるもと、わずかな人数の職員配置のなかで、短時間で効率的に調理することが求められます。これまで民間委託された多くの給食センターでは、土つき野菜や不揃いなものは敬遠されるということや、現在のところ、民間業者が購入した食材についても、完全にチェックできていないという問題点も出ているというお話も、小学校の栄養職員さんからお伺いいたしました。

こういった、府下での学校給食の給食センター化や民間委託化への流れは、学校給食での地産地消の推進という本府の方針や、国の評価とも逆行するのではと考えますが、この点についての知事の見解を求めます。

【知事】 地元産農産物の学校給食への利用を推進することは、京都府内の農産物の消費拡大とともに、何よりも京都の次代を担う子どもたちが、地域の豊かさや魅力を知り、地域との関わりを深める中で、地域への愛着とこれを守り育てる心を育み、健全な成長を促していく。スローフードという言葉がありますが、大変重要と考え、昨年度アクションプランとして「いただきます・地元産プラン」を策定し、取組みを推進してきた。今年度このプランに基づき、それぞれの地域にあったやり方で、地元農産物を利用する仕組みづくりを推進するとともに、京野菜等地元野菜給食の日を設定するモデル校づくり等を支援している。プランの検討にあたっては、野菜など地元産利用について、量や規格が揃いにくいこと、調理に手間がかかっていること等が、課題として上がって

ますが、既に京都府内の市町村で、生産者と学校関係者が連携して、地元産野菜を利用しているケースや、給食センター方式であっても、年間を通して地元産野菜を優先して利用しているケース等、さまざまな取組みが進められている。このような市町村の取組みを尊重し、その上で各市町村の取組みを、さらに効果的に広げるための支援策や、京都の産物もたくさんあるので、府内の子どもたちが市町村域をこえて、都市と農村の交流等、地産地消推進をしていく市町村を支える役割を果たしていきたいと思い、農業改良普及センターを中心に、今後とも積極的に支援していきたい。近く、市町村の先進的な取組みを府内全体に広げていくため、町内の関係部局と市町村長とで構成する協議会を設置し、これを推進母体として、地元産京野菜等の給食への利用を積極的に推進する等、府が総合的なコーディネーターの役割を果たし、地産地消を推進していく。

【教育長】学校給食にどのような食材を使用するかは、学校の設置者である市町村で判断され、決定されている。学校給食の地域の産物を活用することは、児童生徒に地域の産業や文化に関心をもたせるとともに、郷土愛を育んだり、地域との結びつきを実感させる等、教育的効果があるもの。すでに、一部の地域においては、地元野菜や生産物を使った給食が実施されておりますが、食材の安定供給や価格面の課題もあり、今後、関係部局とも連携し、推進に努めていきたい。なお、学校用の給食は多種多様であり、市町村ごとに流通経路が異なることや、特産品の多くは、旬の時期だけ消費されていること等から、地元産、府内産使用状況の実態把握は、極めて困難な状況があるが、昨年度の地場産物活用状況によると、府内の地場産の使用率は、全国平均を上回る23%となっている。

【農林水産部長】給食センター方式でも、地元産食材を積極的に利用している事例もあり、調理方式の違いが給食への地元農産物利用の直接的な障害になるとは考えていない。

学校給食パンへの輸入小麦の使用をやめ、一日も早く安全な府内産小麦パンへ

【西脇】あわせて府内産小麦についてお尋ね致します。2001年に、農民連食品分析センターで行ったパン類の残留農薬分析結果によりますと、学校給食用のパンから、マラチオン、フェニトロチオン等の有機リン系農薬が、検出されています。千葉県では、2年前に、国産小麦を3割導入した結果、殺虫剤の残量もみごとに3分の1減ったということですが、この点からも、一日も早く学校給食のパンを、輸入小麦粉から安全な府内産小麦に切り替えることが必要です。

そこでお尋ね致しますが、本府として、京都府内の学校給食用のパンについて、残留農薬等の検査をされたことがありますか。または、各市町村で検査を行われていた場合、その結果について把握されていますか。

当面、まず輸入小麦の使用をやめて、国内産小麦粉に切り替えることが、今すぐ必要だと考えますが、その点についてはいかがお考えですか。

農林水産省が取りまとめた、平成14年度の全国の学校給食における国産小麦の消費拡大の取組状況によれば、学校給食用パンに国産小麦を使用している都道府県は、本府を含め25道県となっています。全国的には、パンの国産小麦使用割合が20%を超える県は、16県になり、埼玉県の場合、現在は、全国初の県内産小麦100%のパンが、実現しています。

本府の場合、農林水産省が品種改良した小麦「ニシノカオリ」は、たんぱく質含有量が多くパンに適しているということから、平成15年10月学校給食用パンの奨励品種に採用されています。本年中に「ニシノカオリ」が山城地域で13ヘクタール栽培され、30トンの収穫が予定されているとお聞きしています。学校給食用小麦の生産拡大を積極的に図っていくことは、農家の皆さんにとりましても、大豆等とともに、米の転作に代わる、今後の有力な作物のひとつになるのではと期待いたします。今後は南丹地域も含め、50ヘクタール、150トンに拡大し、3年後を目途に、外国産との混合率を10%から20%に高めていかれるそうですが、その場合どれくらいの小麦の量が必要となりますか。また、その確保のための具体的な計画についてお聞かせください。

【教育長】府内の給食実施校へは、平成14年度から、財団法人京都府学校給食会が、府内産小麦を10%使用したものを提供しており、また、残留農薬検査については、年2回実施しているが、毎回基準値以下で、安全性には問題ない。

【農林水産部長】「ニシノカオリ」については、当面年間150トンを生産目標としているが、仮に配合率を20%とした場合、府内の給食用パンへの需要はまかなえる。

安全性の根拠がないまま、輸入再開されかねないBSE問題

アメリカの圧力に屈せず、食の安全・安心最重点の交渉へ、いま知事が発言を

【西脇】最後にBSE問題について質問します。

昨年12月のアメリカでのBSE発生にともない、日本がアメリカ産牛肉の輸入禁止措置を取って6ヶ月たちま

したが、今アメリカからの輸入解禁を求める圧力が続いています。

4月4日には日米協議が再開され、5月18・19日には日米のBSE専門家や政府担当者による作業部会が開かれました。今後、6月に米国、7月には東京で引き続き会合が開かれ、これらの会合の結果を踏まえて8月には日米局長会議を開き、牛肉輸入解禁の合意を目指すと言われています。

またこれと並行して、5月23日のOIE国際防疫事務局総会では、国際基準の緩和が決定され、この、いわば外濠を埋めるような事態とあわせ、国内では政府の食品安全委員会が、BSE対策の要である全頭検査の有効性、特定部位除去の安全性の検証に入るといふ、内濠を埋めるような動きが今進んでいます。

これまでの日米協議の中心争点は、全頭検査と危険部位の除去問題です。先日の日米の会合の中で、検査対象となる牛の頭数については、米国は今年6月から検査頭数を4万頭から27万頭に拡大すると示唆していますが、市場に出るアメリカ国内全体の3500万頭の0.8パーセントにしかなりません。さらに、このサンプリングの基本は、神経症状を示す牛や歩行困難牛等、リスクの高い牛を中心とした検査だとしています。この点については、日本がもし、米国の基準で検査した場合、国内でこれまで見つかった11頭の感染牛のうち、2頭しか発見できなかったと報道されています。また、米国は、特定危険部位の除去は30ヶ月以上の牛を対象にするといっていますが、日本の場合、昨年10月には生後3ヶ月の牛が、11月には21ヶ月の牛がBSEに感染していることが確認されていることからみても、現在の米国のBSE検査内容は、安全性の確保からは程遠い状況となっています。また、牛の生育履歴を確認するトレーサビリティを導入していないため、月令判定が困難との指摘もあります。日本の圧倒的国民から支持され、専門家からも評価されている日本の全頭検査を、アメリカの圧力で見直すことは許されません。

そこで知事にお尋ねします。知事として府民の食の安全・安心を守る上で、ずさんなアメリカのBSE検査体制のもとで、米国産牛肉が安全性の根拠がないまま輸入再開されかねない問題について、どうお考えですか。

京都府においても国に対して、アメリカの輸入圧力に屈せず、米国産牛肉の全頭検査と危険部位の完全除去を求め、あくまでも消費者にとっての食の安全・安心の確保を、最重点においた措置をとるように、強く求めていると必要があると思いますが、いかがですか。

【農林水産部長】 農畜産物の輸入に当たっては、安心安全の確保が大切なことは、当然のこと。現在、輸入再開に関して、日米両国で協議が続けられていますが、わが国は全頭検査等、国産牛肉と同等の措置がアメリカ産牛肉について講じられていることを基本として、協議に臨んでいると伺っている。

加味根史朗 (日本共産党、京都市右京区) 2004年6月11日

相次ぐ大型店進出 商店街や小売市場、中小零細の小売店に打撃

交通問題や生活環境の悪化など京都のまちづくりにも否定的影響

【加味根】 最初に、大型店の進出規制と小売商業の振興についてです。私の地元京都市右京区にダイヤモンドシティが開店して3ヵ月たちました。この大型店は、大店法廃止後の京都市内での初めての大規模商業施設でした。小売市場振興組合や商店連盟をはじめ多くの中小零細の小売店の方々から「もう大型店はいらない」と反対の声があがりましたが、京都市は「まちづくり条例」にもとづき2万2000平方メートルという大規模な売場面積を認め、建設されました。

この大型店は、周辺の商店街や小売市場などに深刻な影響を与えています。地元の西京極学区のほほえみ通商店街の会長さんは、「影響は大きい。魚屋さんは半分も売上げが落ちている」。右京区西院の小売市場の役員さんは、「今でも10%は売上げがダウンしている」。下京区の七条通商店街の役員さんも、「売上げが悪くなったことか確かだ」。小売市場振興組合の役員さんは、「西京区の小売市場でも影響がある」といっておられます。

1690台の駐車場をもつ大型店ですから、地域の生活環境にも影響を与えています。9号線に面して出店したために、交通渋滞はますますひどくなりました。また営業時間が午後11時までと深夜に及び、住宅地の静けさが損なわれ、青少年への影響も心配されています。

京都市の2002年の資料によると、500平方メートルをこえる大型店は253店もあり、販売額全体の31%、売り場面積では43%も占めるようになりました。そういうなかで従業員4人までの小売店は、5年前と比べて1906軒も減りました。

そこで質問いたします。ダイヤモンドシティの出店をはじめ、大型店の相次ぐ進出が、京都の商店街や小売市場、中小零細の小売店の経営に打撃を与え、さらに交通問題や生活環境の悪化など京都のまちづくりに否定的影

響をもたらしていると考えますが、知事はどのように認識されていますか、お答えください。

暮らしよい「まちづくり」のために 大型店出店のルールづくりを

【加味根】次に、大型店の出店にあたってのルールづくりについて質問します。政府は、大店法を撤廃したときに、かわって大店立地法、中心市街地活性化法、都市計画法「改正」などいわゆる「街づくり三法」を制定しました。しかし、大型店の立地そのものを規制するはずの「改正」都市計画法を活用して大型店出店を有効に規制できた地方自治体は、全国で一件もありません。また、大店立地法で大型店が周辺地域の「生活環境の保持」を配慮すべき範囲は、駐車場の確保、騒音、廃棄物対策など極めて狭いものです。一方、同法は、「地域的な需給状況を勘案することなく」として、地方自治体に対して、大型店出店によって一番影響をうける商店街、中小商店への影響に配慮することや深夜営業の制限など生活環境を守ることをかえって抑制する役割を果たしています。

いま大型店をめぐる京都の情勢は新たな段階を迎えています。京都府と京都市は、今後、京都市南区と向日市のキリンビール跡地の再開発のなかで巨大な商業施設を誘致しようとしています。京都市内では、さらに下京区にスーパーマツモトが4000平方メートルで、京都駅でビッグカメラが出店を計画しているのをはじめ、府内各地でも精華町や八幡市、福知山市などで大型店の進出が計画されているといわれています。さながら大型店の進出ラッシュです。こうした事態を野放しにすれば、府内各地の既存の商店街、小売市場、中小零細小売店にさらに重大な打撃となります。

私どもは、地域の主人公である住民が、暮らしよい「まちづくり」のためには、規制緩和と一辺倒の政策ときっぱり手をきり、大型店の野放しの出店を抑えるとともに、地域の商店街、中小商店の値打ちが發揮される「まちづくり」のルールが必要であると考えます。

それは、第一に、大型店が出店する際は、その地域の住民と地方自治体に対し、商店街など地域の商業環境、住民の生活環境、「街づくり計画」など、地域環境に対する影響評価に関する事前の情報提供を義務づけ、立地予定地の住民への説明、自治体との協議をへて合意を得る仕組みをつくること。とくに巨大なショッピング・センター建設や郊外立地店など商圈が複数の市町村にまたがるものは都道府県に広域調整審議会を設置し、規制・調整するシステムをつくる必要があると思います。

第二に、中心市街地や商店街の活性化の計画に支障をきたす大型店の出店は原則禁止にし、市町村と都道府県が出店地域を誘導していく仕組みをつくること。大型店が撤退する場合は、一定期間の予告と関係地方自治体に対する事前協議と代償措置を義務づけること。

第三に、深夜営業による交通騒音、照明等による生活・住環境の悪化を防止し、青少年や女性などの安心、安全の確保のため、直ちに大店立地法の指針に深夜営業の制限を盛り込むとともに、地方自治体が独自に実効ある規制ができるようにすることが必要だと思います。

このように大型店の進出を規制し、商店街や中小商店を守る「まちづくり」のルールづくりを、法律の改正を含めて国に強く求めていくべきだと思いますが、御所見をお聞かせください。

都道府県でも、こうしたルールづくりの取り組みが始まっています。昨年7月に福島県は副知事を本部長とする「中心市街地活性化推進本部」の諮問機関として「福島県広域街づくり検討会」を設立し、今年3月に「街づくりの観点から大型店の出店調整が必要」との内容を盛り込んだ「提言」を県に提出しました。

「提言」では、「個別出店計画ごとに関係市町村の意見を聴取し、県として出店の適否を意見表明する仕組みを構築する」「県の意見に事業者の対応が不適切で、関係市町村のまちづくりに重大な影響を及ぼす場合、事業者に勧告など必要な措置を講じる」こととされています。

本府としても、大型店の出店に対して、独自のルールづくりを真剣に検討すべきだと思いますが、御所見をお聞かせください。

【商工部長】大型店問題だが、大型店の出店はその立地する地域によって影響や課題が異なるものと考えている。府としては、大店立地法については京都市内の案件は京都市長の権限であるがそれ以外については、あくまで地域の発展とまちづくりの推進を図るという立場に立ち、地元市町村の意見を充分尊重しながら庁内に設置した「まちづくり推進連絡協議会」において関係部局間の連携をはかるとともに、有識者で構成された大規模小売店舗立地審議会の意見をふまえるなど公正かつ適切な対処に努めている。京都府としてのルール作りについては地方分権の時代にあって、それぞれの市町村が地域の創意工夫を生かし、交通対策をはじめそれぞれの総合的なまちづくりをいかに進めるのかという視点から、大型店の立地や小売商業の振興について考えていくことが重要であると認識している。現在、国において大店立地法の指針の見直し等について検討が行なわれているが、こういった

地方の自主性が反映されるよう国に意見を述べているところである。

【加味根・再質問】大型店の問題ですが、京都府の総合計画の中でも商店街を活性化させていくというのは重要な課題として位置づけられています。そのなかで、今の答弁を聞いていると、大店立地法に基づく対応という事を依然として進めていくということです。商店街の周辺に大型店が大店立地法にもとづいてどんどん自由に出店されるようになり、それで商店街が衰退廃業に追いこまれる、こういう現実があるわけで、こういう状態を放置しておいて、これでどうして商店街の活性化ができるのかと私は思います。ヨーロッパやアメリカでは、1980年代に郊外型の大型店がどんどん進出し商店街が衰退するという現実を受けて、90年代に大型店の出店については許可制にして商店街を守るという取り組みがされました。日本でもそういう見直しをする時期に来ているのではないかと感じています。その焦点が大店立地法の13条です。地方自治体については、需給状況を勘案することなくということで、地方自治体の権限として大型店の出店を制限したり調整したりする権限をこの法律で規制したわけです。これを見直すべきときに来ていると思います。その点、知事はどのように考えられますか、特に13条の問題ですね。地方分権といわれているのですから、京都府独自に大型店の出店にあたって、ものが言える、もっと権限強化をはかっていく、そのためにこの13条の撤廃を求められたらどうかと思いますがいかがですか。あらためてお聞きしたいと思います。

【商工部長】商店街の活性化ができるのかというご質問だが、先ほど答弁したとおり、市町村において大型店の出店に対し地域の創意工夫を生かして地域の活性化を図るということで、そういう視点から大型店出店をご検討いただいている。そのように理解している。

小売市場の活性化のため 協同組合の取り組みの支援を

【加味根】あわせて商店街や小売市場、中小小売店の振興についてお聞きしたいと思います。私は、ある小売市場の役員さんから、小売市場の活性化のため京都と大阪、兵庫の小売市場で協同組合を作り、共同仕入れを実現し定着させるとともに、さらにITを活用した産直取引の発注・配送情報のネットワークを構築し、「生鮮に強い小売市場」づくりや顧客サービスの向上に取り組んでいる経験の一端をお聞きいたしました。この取り組みは、食品流通高度化緊急プロジェクト事業として2002年度に農林水産省の補助をうけて始められたそうです。資本力のない小売市場が協同して活性化のために努力されていることは、大変すばらしいと感じました。

こうした協同組合の取り組みは、農林水産省ばかりか京都府においても推奨されるべきものであり、大いに支援すべきものと思いますが、本府としてどのように評価され、対応されようとしているのか、御所見をお聞かせください。

【商工部長】小売市場の共同仕入れ等にかかるネットワーク事業については、日ごろから小売市場団体とも意見交換を行っており、具体的な相談があればお話を伺いたい。

丹波町下山地区の家畜排泄物の処理について

【加味根】次に、家畜排泄物の処理についてであります。畜産経営による公害が各地で問題になっていますが、先日丹波町下山地区の現地調査をおこなってきました。下山地区では、10カ所の牧場があり、一昨年6月の時点で乳牛が子牛を含めて1158頭飼育されています。その糞尿の量は膨大で、日量75.8トン、年平均の排泄量は2万7667トンにも及びます。この処理には大きな問題があり、私ども議員団として改善をつよく求めてまいりました。知事は、「畑川流域における家畜排泄物の適切な処理は、重要な課題であり、関係地域の畜産農家や町の施設整備等の取り組みに対し、引き続き指導に努め、問題の解消を図ってまいりたい」と答弁され、対策強化を約束されました。しかし、その後2年近くたっていますが、現状はほとんど変わっていません。

住民の方からは、畑に牛糞を運び込んではおき混ぜているが、30センチ以上は堆積しているのではないかとこの話が出されました。現にきついアンモニアで草もはえていないところが多くあり、事実上牛糞の捨て場になっていると感じました。また実際、大量に野積みされている現場も確認しました。雨の後、糞尿がどんどん流れている状況も確認しました。下山グリーンハイツの住民の方からは、「水道水を畑川から取水しているが、この川に糞尿が流れ込み、水道水が汚染されて飲めない事態が何度も発生している。何とかしてほしい」と切実な声が出されました。

「家畜排泄物の管理の適正化および利用の促進に関する法律」は、牛糞の野積みなど家畜排泄物の不適切な処

理を禁止し、これを改善するための適正な管理と処理施設の整備を促進し、もって畜産業の健全な発展に資することを目的としています。この法律は、5年前に成立しましたが、罰則規定の適用は、処理施設の整備を待つ今年11月1日からとされてきました。住民のみなさんは、法施行を前にして今度こそ畜産公害を根絶してほしいと願っています。

そこで質問いたしますが、第一に家畜排泄物の管理処理施設の整備についてです。丹波町の計画によると、下山地区では、JAが所有する現在の処理施設を拡充する計画ですが、遅々として進んでいません。実情を聞きますと、この処理施設は国や府の助成を受けて旧丹波町農協が整備し、大合併のなかでJA南丹からJA京都にひきつがれたものですが、故障がたえずこの数年来有効に稼働していません。JA南丹、JA京都が営業部門・不採算部門切り捨ての中で修理費用を一切負担せず、丹波町と農家がその都度負担してきたと聞いていますが、しっかりした整備ができていなかったのではないかと思います。そしてJA京都はいま、この施設を残存簿価4000万円で買い取るよう農家に押し付けているのです。農家はやむなく買い取りを承諾したとのことですが、その資金や返済計画をどうするのか、困惑しているとのことでもあります。こういう経過から、府として、農家負担を極力抑え、早急に施設の拡充、改善が軌道に乗るよう町と協力し問題の解決にあたるべきだと思いますが、いかがでしょうか。

また、下山地区で最大の牧場は個人経営で、550頭を飼育していますが、長年にわたって畑への投機を続けてきた業者です。自力で施設を建設していますが、本当に所有する牛の糞尿をすべて処理できる能力があるのか、本府としてどのように把握されていますか。もし処理できないとすれば施設の拡充が必要ですが、どのように指導されますか、お伺いいたします。

第二に、畑に運び込まれた膨大な牛糞の処理についてです。牛糞の野積みや畑への投機の状態は、今年11月以降は法律で禁止されるものと思いますが、本府はどのように対処する考えですか、明らかにしてください。

【農林水産部長】家畜排泄物の処理についてであるが、丹波町下山地域の共同処理施設については、丹波町がJAの施設を譲り受けて整備することとしており、現在町と農家で負担のあり方について調整がされている。府としても円滑に事業が進むように指導している。この地域の大規模畜産農家については、新たに排水の出ない攪拌型醗酵処理施設が昨年12月から稼働しており、既存の処理施設とあわせ、この農家の使用規模にあった施設規模であると考えている。この施設が適切に使用されるよう丹波町とあわせて指導していきたい。過去に農地に搬入された家畜排泄物については、丹波町とともに野積みの解消を強く指導し、徐々に畑地化も進みつつある。今後とも、作物の栽培による農地としての利用等環境改善を指導していきたい。

【加味根・再質問】家畜排泄物の処理についてお答えがありました。私達も見に行きましたが大量に牛糞が運ばれて、畑地作りというけれども実際には捨場になっているという状況です。今の答弁では、畑になってきているからその様子を見ていくという答弁だったように私は聞こえましたが、これでは周辺の住民の方々も納得できません。家畜排泄物処理法の規定でいきますと、これは不適切な状態と私は判断するのですが、現状の認識、法律に照らして不適切な状態といえないのかどうか、その辺明確な答えがなかったような感じがしますので、明確にお答えをいただきたい。都道府県知事として調査し指導監督あるいは命令までできる権限がこの法律にはありますので、調査を行っていただき、住民のみなさんの不安がなくなるよう事態が改善できるように万全のとりくみをしていただきたい。もう一度その点を伺いたい。

【農林水産部長】家畜排泄物についてであるが、先ほど答えたようにこれまでから強く指導してきたところであり、引き続き丹波町と改善指導を行なっている。

下山グリーンハイツの水道は、水道事業組合に引継ぎを

【加味根】関連して、下山グリーンハイツの水道についてお伺いいたします。現在この団地の水道を供給してきた会社が倒産し、水道事業認可が切れる今年10月半ば以降は、新たな事業者を引き継がなければなりません。自治会のみなさんは、丹波町と瑞穂町の水道事業組合に引き継いでほしいと願っています。

しかし丹波町は現在、引き継ぎを明言されておらず、自治会のみなさんは大変心配されています。水道事業を認可し、適正な運営を指導する責任をもつ本府として、丹波町や瑞穂町に対し、当然10月から引き継ぐよう指導していただきたいと思います。あわせて、みのりヶ丘、清風台も同様に対処すべきと思いますが、御所見をお伺いいたします。

【保健福祉部長】下山の簡易水道事業についてだが、府としては継続して安全な給水が確保されるよう水道事業者である開発会社、丹波町、丹波町瑞穂町水道事業組合と調整をはかってきた。その結果、開発会社に対する水

道事業の認可期限である本年 10 月以降は水道事業組合が給水地域に編入し、それまでの間は地元自治会が水道事業経営を行なう方向で検討されている段階と聞いている。みのりヶ丘についてはすでに給水区域に含まれており、順次計画的に給水を実施できるように取り組まれている。引き続き安全で安定した水道事業が円滑に進むように必要な指導助言を行なっていきたい。

鳥インフルエンザ問題 再びこのような事態を繰り返さないために

【加味根】最後に、鳥インフルエンザ問題について質問します。4月13日に終息宣言がだされて2ヶ月経ちました。生産、流通、消費の全般に大混乱を引き起こし甚大な被害を与えましたが、いま、ようやく落ち着きを取り戻しつつあります。昼夜を分かたずご努力いただきました関係者の皆さんに心から敬意を表する次第です。

さて、今回の最大の教訓は日頃の予察・予防体制の強化がいかにか大事かということでもあります。これは府の専門家会議が今後の課題の第一に指摘しており、国会でも家畜伝染病予防法の所定の改正が行なわれました。再びこのような事態を繰り返さないためにも府としての取り組み強化が必要であります。いま具体的にどう進めていますか、先ずお伺い致します。

【知事】高病原性鳥インフルエンザ対策についてであるが、今回の事案では多くの農家のみなさんや関係業界に大きな被害が及び、京都府でも防疫措置に多大な労力と費用を要し、地域住民に不安をあたえた。今回のような事態を二度と繰り返したくないという思いは私自身が最も強く思っている。しかし、この伝染病は感染力が極めて強いうえ感染ルートも解明されていない中で、予防措置を徹底することはきわめて難しい状態にある。このため、農家のみなさんが、少しでも異常があれば連絡をしていただける環境作りが重要であり、国に対し強く要請してきた結果、鳥インフルエンザ総合対策が決定実施され、家伝法も改正された。しかし、SARSのように今年ほとんど発生を見ないままで終わっていくのか、それともコイヘルペスのようにウィルスの活動に適した時期が来ればまた大きく発生を見るのか、全く予断を許さないのが現状。それだけに府としてはきめ細かな巡回指導等を通じて農家との信頼関係づくりにつとめ、またリスクコミュニケーションなどの食の安全の確立のための施策に努めるとともに、国に対してさらに予防措置の開発、感染ルートの解明、発生農家等に対する十分な補填措置、都道府県が行なう防疫措置に対する支援強化、都道府県を越え、また海外から進入してくるこの強力な感染症に対して、国としてその責務を十分に果たすよう強く要請している。

30 キロ圏外についても、独自の補償措置を講ずるべき

【加味根】次に生産者の支援対策です。30キロ圏内は出荷制限が行なわれ、解除後売れ残った卵は焼却処分されました。これについてはキロ当たり142円の国の補償が行なわれ、さらに平飼の赤卵などブランド卵には府が上積み補償を行ないました。しかし30キロ圏外についてはなにもありません。確かに出荷はしたのですが「京都の卵」ということでまともに売れない、大変な損害を受けています。ある大規模業者の例ですが通常のスーパーなどへのパック詰め販売は完全にとまり、殆どがダンボール箱詰のスポット販売となりました。

販売価格は平均キロ86円とのことで、仮に損失補填があった場合と比較すると運賃、返品回収分などを合わせ1000万円からの違いになるとのことです。また、特別の餌を使いブランド卵を生産してきた2000羽規模の養鶏農家も「何とかさばいてはきたが、残った分はJAへ出荷した。売上はかなり落ち込み、府独自の上乘せ補償を受けた場合と比較すれば大変な違い」とのことでした。

30キロ圏内、圏外の違いは出荷制限のある、なしで、圏内は売ることを禁じたから補償する、圏外は売れたのだから補償しない、という一律的な対応をしたのでは、いま述べましたとおり真に不平等であります。知事は今回、農家の強い要求に応え、府独自の補償を上乘せする措置を講じられましたが、同様に圏外についても独自措置を講ずるべきではないでしょうか。行政の不平等はあってはなりません。ぜひ検討していただきたいと思いますがいかがでしょうか。

また、防鳥網についても同様の問題があります。カラスの感染が問題になる中で圏内外を問わず防鳥網の設置を府が指導した経過があります。圏内は助成するが圏外はしないということでは理解が得られません。行政への不信を招くだけであります。ただちに改善すべきと考えますが、いかがでしょうか。お答えください。

【農林水産部長】高病原性鳥インフルエンザにかかる養鶏農家への支援対策であるが、圏域区域内の農家に対する補填対策、は家畜伝染病予防法に基づいて鶏卵や鶏の出荷を制限することにより生じた損失について講じてい

るものであり、地域外の農家に同様の措置を講ずることは困難であると考えている。しかしながら、多くの農家が風評被害などの大きな影響を受けたのも事実であり、府としては府内産の鶏卵や鶏肉を積極的にPRしてきた。今後とも関係団体による消費拡大の取り組みに対し積極的に支援していきたい。

防鳥ネットの措置については、制限区域内の養鶏農家を対象に鳥インフルエンザの蔓延防止のために臨時・緊急の対策として実施したものであるが、今後とも要望があれば既存の事業での対応も考えられるので、相談していただきたい。

融資 農協組合員外も農業信用基金協会の保証可能に指導を 流通関係、営業店などの風評被害対策、補償を

【加味根】融資の問題ですが、経営継続資金・経営維持資金など国の制度に府が利子補給を行なう低利融資対策が講ぜられました。30キロ圏内で補償を受ける農家、業者でも繋ぎ資金が必要です。まして圏外の場合、融資は絶対です。ところがこの融資の利用にあたって、農協組合員でないという理由で農業信用基金協会の保証が受けられないという問題が起こっています。そこで国は4月6日付け通達で、「出資金を払って協会に加入し保証を受けるよう改善指導を行ないましたが、京都ではどうなっていますか、府として基金協会にどう指導していますか、お答えください。

最後に卸から小売など流通関係、焼き鳥など営業店の問題です。風評被害は相当なもので、私たちの調査でも昨年同月の半分、或いは更にひどい状況も少なくありませんでした。関係者の皆さんからは「融資ではなく何らかの補償措置を」などの切実な声が寄せられていました。知事も終息宣言会見のなかで、風評被害などに対し経営支援に全力を挙げる旨述べられましたが、あらためて実状を調査し具体化していただきたいと思います。いかがでしょうか、お答えください。

【農林水産部長】養鶏農家への融資対策については、農協組合員以外の農家も多いことに加え、補償制度に関する国の支援措置が不十分なことなど、制度の実効性を確保するためには、なお課題が残されている。引き続き国に対し改善要望を強く行なっている。鶏肉鶏卵等を扱う中小企業への経営支援についてだが、京都市と協調して高病原性鳥インフルエンザ緊急融資を3月18日にいち早く創設した。また融資の別枠確保のため、セーフティネット保証の指定を国に対し要望した結果、焼き鳥屋をはじめ鶏肉の卸売りや小売業などが7業種が不況業種に指定された。さらに鳥インフルエンザ終息宣言後もイベントや各種広報により、風評被害の防止をはかってきた。今後とも生産者や流通関係業者による消費拡大に向けたPRの取り組みなどに対して積極的な支援を行なっていきたい。

【加味根・再質問】鳥インフルエンザの問題では、実際に圏外の業者の方で1000万円からの損害が生まれているという現実的な問題として出てきているわけで、そういうことも勘案して被害状況、損失の状況などを調査もしていただいて検討していただくことをお願いしたい。

梅木紀秀議員（日本共産党、京都市左京区） 2004年6月14日

日本共産党の梅木紀秀です。通告しております数点について、知事ならびに関係理事者に質問いたします。

高速道路・マイカー優先から公共交通優先へ、交通政策の転換を

【梅木】まず、生活交通の確保と国の交通政策のあり方についてうかがいます。

本年1月、京都交通が経営破たんし、現在、会社更生手続きがすすんでいます。全国どの地域でも、バス事業者の経営は苦しく、通院・通学など住民の生活交通をどう確保するかは全国的な課題であり、国の交通政策が問われています。

国土交通省の資料では、乗合バスの乗客は、1968年の99億人をピークに、2001年には46億人に半減していますが、同時期に、マイカーの保有台数は、172万台から4210万台に、およそ24倍にもなっています。政府は、

高速道路をはじめとした道路整備に巨額の投資をおこない、国策としてマイカーの普及をすすめる一方で、鉄道や路線バスなど地域生活交通の維持には極めて不熱心で、地方まかせにしてきました。

先進国では鉄道やバスなど公共交通の運行費を公的に支援するのは当たり前です。アメリカでは、運行費全体に占める運賃収入の割合は43%、フランスは55%、ドイツは60%ですから、4割から6割は公的支援によって賄われています。ところが、わが国の場合、1兆円といわれる地方バスの運行経費に対して、国庫補助はわずか73億円で、1%にもなりません。KTRなど鉄道への国の運行費補助は一切ありません。一方、高速道路などの道路建設費は、今年度1兆8725億円です。73億円がいかにか少ないか、国のマイカー優先、公共交通切捨て政策の実態と改善の方向は明らかです。

環境問題からもマイカー優先の交通政策の転換が求められています。先日、NHKの番組で、日本と同じように、中国やインドでマイカーが増えれば、地球環境が大変なことになること、このため、ヨーロッパではLRT（新型路面電車）の導入やパークアンドライドなど公共交通優先の具体的な取り組みがすすんでいることが紹介されていました。ところが日本政府の実態は先ほど紹介したとおりで、道路公団の問題を見ても、高速道路偏重、マイカー中心の旧態依然とした政策のままです。先日閣議決定された2004年版「環境白書」では、「地球温暖化対策がすすんでおらず」「京都議定書の目標達成が困難である」と報告されていますが、交通政策でも、肝心の政府の政策転換がすすんでいないことが問題なのです。

6月の「府民だより」は1面で、「環境破壊をくい止めるために『もう遅い』という言葉はありません。地球のためにできること、今から始めてみませんか？」と地球温暖化防止の取り組みを府民に呼びかけています。そこで知事にうかがいます。京都府の「政府予算に関する重点要望」では、「高速道路の整備」が交通分野での要望の柱になっていますが、京都議定書の目標達成という観点からも、まず一番に、「マイカー優先から公共交通優先への政策転換」を提案すべきではありませんか。また、鉄道やバスなど公共交通の運行費に対して欧米並みの補助、国の財政負担を求めるべきではありませんか、御所見をお示ください。

【知事】生活交通の確保については、私は欧米、アメリカに3年間住んでいましたけれども、まさにアメリカの例では高速道路網が完全に出来上がっており、公共交通の分担率というのは、当時ですと日本の5分の1以下みたいなどころがあり、そういったものに頼りすぎた反省として、今、たぶん欧米では公共交通のよさというのが見直されているという風に思っている。欧米水準からいえば、少なくとも、京都の高速交通網は寸断されており、これは高速交通道路網とは言い難いような状況で、ずいぶん欧米からは遅れたものにしか見えないのではないかなと思う。しかし、日本の交通網を考える上で、私はやはり日本の交通手段が特に公共交通の発達により支えられてきて、それもパブリックセクターだけでなく、プライベートセクターでも非常に発達を遂げた歴史がある。こういうことは、私は十分に尊重をして、これからの交通政策にあたるべきであると思っている。

府としても、公共交通の重要性を考えながら、生活交通の基盤である道路、鉄道、バスなど総合的に整備することが大切だと考えており、JR山陰本線や奈良線、KTR、京都市営地下鉄などの鉄道網、さらには生活交通バスなどの公共交通網の整備・充実に取り組み、国に対しても必要な財源措置を要望しているところ。

さらに今年度から、渋滞緩和をはじめ、公共交通機関への利用促進を図り、環境への負荷を低減させる交通体系を目指し、交通需要管理推進事業に取り組むこととしており、これの取り組みを通し、国に対し必要な働きかけも行ってまいります。

生活交通確保、地域交通計画づくりへ、府が積極的役割を果たせ

【梅木】 つづいて、本府の交通政策について、うかがいます。

3年前、2001年の6月議会で、私は新潟県の取り組みを紹介し、通院・通学など生活交通を確保する「地域交通計画」を市町村ごとに検討するよう提案しました。残念ながら、当時京都府では、府内に何本の路線バスが走っているか、何台スクールバスや福祉バスが走っているか、実態さえ把握しておらず、国と府の補助金の配分がおもな仕事という状況でした。その後、スクールバスや福祉バスの台数の把握やモデル事業の実施など一定進んできました。さらに、今月4日に開かれた、京都交通のバス路線を考える第1回「ワーキング会議」では、「地域交通の青写真を示す」とのことですし、京都大学の中川助教授の講演内容からも、今後の積極的な政策展開を期待したいと思います。

国土交通省も、昨年3月、はじめて「バス交通シンポジウム」を開き、自動車交通局長は「地球温暖化、大気汚染、高齢化などにより乗合バスの果たす役割はますます大きくなっている」と開催の趣旨を語っています。また、昨年11月には金沢市で、第2回「オムニバスサミット」が開かれ、全国から自治体やバス事業者が838人参

加して、各地の取り組みを交流しています。基調講演で、岐阜大学の竹内教授は、「すべての市民が市内を移動できることは、基本的人権に属すること」であり、「行政が本気で市民の足を守る計画をつくる必要がある」。そして、「市民の活動範囲は、市町村の境を越えて都市圏に広がっている」ことから、「一つの都市圏がまとまって一つの公共交通政策を立案することが必要」だと提案しておられます。

本府の場合、今年度から広域振興局体制がスタートしましたが、府民の生活交通確保のために、各広域振興局に生活交通の担当者を配置し、市町村の交通計画づくりを支援すること、同時に、広域振興局ごとに広域交通計画をまとめてはいかがでしょうか。知事の考えをお聞かせください。

【知事】公共交通を取り巻く状況は、バス、鉄道とも利用者が減少する厳しい減少にある中で、この度、府中北部の13市町という非常に広域にわたる路線バスを運行する京都交通株式会社が会社更生法適用にいたったことを契機に、今年4月、京都交通株式会社問題にかかるワーキンググループを立ち上げた。ワーキンググループには、公共交通に詳しい学識経験者や先進的な取り組みをされているバス・タクシー事業者など実務専門家の参画も得て、広域振興局の担当者も加わり、府と関係市町が一体となって地域の実情も反映した生活交通の基本的考え方の大枠を取りまとめ、その中で、より便利で、効率的、効果的な生活交通への転換も念頭に、白紙の状態から地域交通のあり方を検討することとしており、まずは中北部13町における、まさに広域的な地域戦略としての議論に全力をあげてまいりたい。今後、これらの取り組みの成果も見ながら、地域に身近な生活の足を確保に取り組む市町村に積極的に支援を行うことにより、府全域にわたり地域の生活交通が住民の立場に立ってより良いものとなるよう努力してまいりたい。

生活交通確保への市町村の財政負担の掌握、府の財政支援の検討・強化を

市町村担当者への情報提供、研究・交流の取り組みなど、きめ細かな対応を

【梅木】さて、全国的にはこの3年間、通院・通学をはじめ生活交通の確保について、さまざまな実験的な取り組みがすすんでいます。

福島県小高町では、商工会が主体になって「おだかE-まちタクシー」という無線とカーナビを駆使した乗合のデマンドタクシーが走っています。町営バスを走らせるには、年間3,000万円近くかかるけれども、乗合タクシーなら1,000万円でできるという商工会の提案で、商工会がタクシー会社から1時間2100円でタクシーを借り上げ、利用者は30分前までに申し込み、自宅から目的地まで1回300円で乗車できます。小高町は面積92平方キロ、人口1万4,000人の町で、園部町より一回り小さな町ですが、遠い人で通院のために2700円かかっていたタクシー代が、300円ですむこと、乗合タクシーの中で新しい友人ができ、外出が楽しくなったなどと好評です。乗車人数も当初1日80人だったものが、現在では120人から130人に増え、町の負担は昨年度920万円で済んでいます。帰りは馴染みの商店で電話を借りて、タクシーを申し込んだ後、商店街で買い物をするそうです。オペレーターとして商工会は新規職員を3名、採用しており、生活交通の確保と同時に地域経済にも貢献しています。

京都府内でも、スクールバスの混乗や福祉バスの活用など、実験的な取り組みが様々にすすんでいます。市町村の担当者みなさんに電話でお聞きしたところ、府への要望の第一は財政的な援助です。ところが、交通対策課は、各市町村の財政負担の状況を、把握していません。地方課の数字はありますが、部分的な数字であり、民間バスへの援助、町営バスの経費、スクールバス、福祉バスの経費などすべてが把握されているわけではありません。これでは有効な生活交通の確保策は検討できません。まず、財政負担の全体像を把握し、従来型の赤字バス路線への補助だけでなく、必要な財政支援を検討、強化すべきです。

その他にも、市町村担当者は全国的な取り組みなどを知る機会がない、近隣自治体の担当者とも交流の機会がないとのことでした。府として、市町村担当者の研究・交流の機会を設けてはいかがでしょうか。

また、住民の自主的な取り組みも広がっています。亀岡市畑野町では、市中心部の病院まで、バス代が往復2000円もかかることや、高校生の1カ月間の通学定期代が2万7,000円もかかることから、住民有志が手弁当で「夢バス」を運行しはじめました。府内各地でこのような取り組みが広がっています。安全確保の点からも、本来公的な運行が望まれますが、自主的な取り組みへの公的支援も課題となっています。府としてまず、このような住民団体の相談窓口を設置し、実態に即した財政支援の仕組みを検討、具体化すべきと考えますが、いかがですか。また、京都府でも交通問題のシンポジウムなどを開催し、民間バス事業者の参加も得て、市町村担当者、NPOや住民団体の創意的な力を引き出して、生活交通確保、地域交通計画をつくりあげる、そのイニシアチブを府が持つべきであります。知事の考えをお聞かせください。

【企画環境部長】生活交通の確保については、府としては、過疎地域等における住民の足の確保を行うため、これまでから市町村等が運行するバスに対して、補助してきたところ。その際、既存資源の有効活用を行う観点から、スクールバスや福祉バスへの一般住民混乗の導入を働きかけてきたところで、すでに府内6市町において実施されているが、これらについても交付税措置額を超える経費は府の補助対象となる。また、昨年度、市町村が新たな生活交通確保の取り組みを行う際に、検討会の設置、住民ニーズの把握、さらに実証運行等も対象とする補助制度を創設するとともに、これまでの市町村直営に加えて地域住民が運行主体であるバスについても、市町村が補助する場合については府も支援してきた。さらに、これまでから市町村に対し、生活交通に対する先進的な取り組みの事例紹介等を行ってきたところだが、住民の方の相談も含め、生活交通の確保における市町村の役割はますます重要となることから、府としても府生活交通対策地域協議会や今回設置したワーキンググループも活用し、先進事例の情報提供など市町村支援に努めている。

電子府庁づくり

「効率化」を住民福祉の向上、個人情報保護に優先させることは許されない

【梅木】次に、電子府庁について質問します。

5月12日の京都新聞夕刊に、「電子府庁」実現へ始動という記事が掲載されました。総務部長は、「電子化によって内部コストを削減し「新しい行政の業務スタイルを京都から示したい」「全国の自治体のモデルとなる世界最先端のシステムを構築したい」と大変な意気込みですが、総務省の情報政策企画官として電子自治体づくりに邁進された総務部長が、京都府をフィールドとして電子府庁を実現しようという意気込みはわかりますが、「全国モデル」だとか「世界最先端のシステム構築」など、先を争うことが府民の利益になるのでしょうか。

山梨県では、県内の全市町村が参加して、総合事務組合をつくり、住民票や印鑑証明、所得証明等の交付申請をインターネットで受付を行い、コールセンターでは住民や企業からの電話や電子メールによる問い合わせに、民間企業のオペレーターが対応しています。札幌市など多くの自治体で民間委託がすすんでいます。政府のIT戦略本部は「E-JAPAN戦略II」で、「電子化にあたって可能なものは民間委託を原則とする」としており、「電子化」と同時にアウトソーシング（外部委託）をすすめようとしています。

効率のみを追求し、「民間委託を原則」とする自治体の電子化は、大問題です。ましてや、行政に蓄積されている市民の個人情報を民間に委ねることは許されません。460万人ものヤフーBB加入者の個人情報が漏れた事件では、インターネットカフェから、いとも簡単に情報を抜き出したというではありませんか。そのほかにも警察の捜査情報が流出する事件など相次いでいますが、コンピューターのセキュリティーに完全ということはありません。効率化を住民の福祉の向上や、個人情報保護に優先することは許されません。

ITは人類の未来を豊かにする可能性をもった道具であり、自治体の業務においても有効に活用されるべきです。しかし、単純に「スピードアップだ」「効率化だ」と先を急いで、個人情報が漏れたり、ITの導入そのものが目的化し、肝心の行政と住民の関係が、非人間的で冷たい関係になったのでは、何のためのITかということになります。また、電子府庁の推進で、IT化に対応できない中小零細業者が不利な扱いを受けることはありませんか。お年寄りなどITになじめない府民に不便を押し付けることにはなりません。先を競うのではなく、慎重の上にも慎重を期すこと、ITを活用することで、住民の自治の力が高まり、住民の暮らしが豊かになることが、目的であることを忘れてはなりません。

住民自治の前進という観点から、電子府庁を推進する意義について、また個人情報の保護について、さらに「世界最先端」を競うことの意味について、総務部長の見解をお聞かせください。

また、コンピューター関係の契約は「地方公共団体の物品又は特定役務の調達手続きの特例を定める政令」で随意契約が認められているとはいうものの、本府のコンピューター関係の契約を、京都府公報から拾い上げてみると、昨年度だけでもおよそ20億円もの随意契約がおこなわれており、そのほとんどがIT大手企業あるいは、その関連会社です。

電子府庁の実施に当たって、随意契約が妥当かどうか、業務委託先や契約金額が妥当かどうかなどをチェックするシステムが必要だと考えますが、どのように考えておられるかお聞かせください。

【総務部長】IT、すなわち情報技術は、府民の皆様との情報共有や行政運営の効率化などのために非常に有効な手段であることから、従来より、ホームページや電子メールなどを活用し、府民の皆様との情報のやり取り、施策を企画立案する際の情報の収集、市町村や国との情報のやり取りを充実させるとともに、庁内LANを活用して

業務の効率化を進めてきた。一方、今後の地方分権の本格的進展を見据えたときに、国からの法令や通達などに頼るといふ行政の方向性を反転させ、府民発・府民参画・府民共同の行政運営を行うための体制作りが不可欠なことから、府民の皆様のニーズに迅速かつ的確に対応し、限られた財源と人材を活用して、最大限の効果をもたらす行政のマネジメントを可能とする業務の仕組みづくりを行うために、電子府庁推進プロジェクトが設置され、情報技術を活用した業務改革への作業に着手したところ。

今後、府民の皆さんの必要とする情報について、即時に対応できるようコールセンターを構築したり、情報公開を充実することを図るとともに、行政の内部業務の状況を点検し、データの二重入力や重複事務を解消することなどにより、業務の見直しを図ることとしている。

このように、電子府庁の推進は、府庁の内部業務の大幅な簡素・効率化を図ることにより、直接府民に接する業務や企画立案業務への重点化を可能とするもので、それぞれの自宅からインターネットを通じた24時間のサービスを望まれる府民の方には、そのようなサービスを提供するとともに、窓口や電話での対応を望まれる府民の方には、さらにその充実を図るなど、従来以上に丁寧な行政運営を行おうとするもの。

個人情報の保護については、外部からの脅威に対しては、データベースを適切に設計し、ファイヤーウォールなどのセキュリティ技術を活用する一方、内部からの脅威に対しても、職員の守秘義務の再徹底、アクセスログの管理による不正利用の防止を図るとともに、先の個人情報保護条例の改正により、アウトソーシングをした場合にも受託者にも職員と同様の条例の罰則の対象とするなど、先進的なITとルール徹底により、個人情報の万全の安全を確保することとしている。

また、システムの開発や運用、調達については、委託先を選定するに当たり、コストだけでなく技術水準などに対して、有識者等による総合的な評価を行い、そのプロセスを公開するなど、調達基準の透明性、公平性を確保した適正な執行を行うこととしている。

いずれにしても、電子府庁の推進は、住民自治の推進と住民の利益の向上につながるものであると確信をしているので、「全国モデル」「世界最先端」を目指すという意気込みで全力をつくす所存である。

府の公共事業再評価審査委員会

現地調査、府民意見の聴取など、実質的審議への抜本的改善はかれ

【梅木】次に公共事業の再評価のあり方について質問します。

今日の深刻な財政危機を招いた主たる原因が、無駄なハコモノ建設、大型公共事業であることは明らかで、全国的に公共事業の削減、見直しがすすんでいます。先日も国の10年間の公共事業について、事前の見積りの甘さなどから、事業費が当初額の2倍以上に膨らんだ事業が100件もあること、最高で11・9倍の例も報告されました。どの県でも公共事業再評価や事前評価、事後評価にも取り組み始めています。本府においても6人の委員からなる公共事業再評価審査委員会が設置されていますが、これまで、すべて当局の判断と食い違うという結論はありませんでした。南丹ダムのように98年度の再評価審査委員会では「継続が妥当」という結論が、4年後の委員会では「中止」という結論になる場合も、当局の方針を追認する結果になっています。一方、知事は「私が全面的に事業を見直して、南丹ダムの中止を決めた」と昨年12月議会で、畑川ダムの中止を求めた私の代表質問に答弁されましたし、南丹ダムが必要だと言ってきた自民党も「知事の英断で南丹ダムは中止した」と知事を持ち上げています。裏返すと、「公共事業再評価審査委員会の権威、あるいは存在意義はどこにあるのか」と疑問を持たざるを得ません。

3月10日の再評価審査委員会を私自身、直接傍聴させていただきましたが、この日も、審査結果は当局提案どおりでした。1週間前に資料が渡されるということですが、委員会当日、説明を受けた後に、直ちに審査結果を求めるという運営に問題があるのではないのでしょうか。

ダム建設の見直しで注目された長野県の場合、副知事を責任者とする行政内部の公共事業再評価委員会がまず再評価を行い、その検討結果を学識経験者など13名の委員からなる「公共事業評価監視委員会」が吟味し、審査結果を「意見書」や「提言」としてまとめています。昨年度の場合、53件の事業について、通年で審査しています。第1回目に、53件の事業について、行政内部の再評価の結果が報告され、以後毎月1泊2日で4回、現地視察を含めて調査と審議をみっちり行っています。「意見書」は、継続か中止かだけでなく、改善すべき点などが指摘され、これを踏まえて行政側の再評価委員会が、「対応方針」を検討しています。

また、宮城県では、企画部の行政評価室を事務局に「行政評価委員会」が設置され、県民への情報開示、県民

参加による行政評価を行っています。政策評価、大規模事業評価、公共事業再評価の3つの部会があり、公共事業再評価部会は長野県と同じく、通年で現地調査と会議を繰り返し行い、審議結果を意見書にまとめ、当局からも意見書に対する対応方針が提出されています。このような審議が必要なのではないのでしょうか。

このような審議に近づけるためには、現在のように、委員会当日、説明後直ちに判断を下すという運営を、まず改めるべきです。また、再評価審査委員会に独立した事務局を設け、現地調査や府民の意見を聴取する機会も設定し、通年で、積極的な審議を行えるよう改善すべきだと考えますが、いかがですか。

【土木建築部長】 公共事業の再評価制度は、事業化して10年を過ぎた事業について、事業者自らが事業の点検、見直し、評価を実施し、その透明性、客観性を確保するため、第三者委員会の意見を受けるもの。平成15年度には、計5回の委員会を開催し、38件の事業を審査し、事業中止が2件、一部中止が1件、さらに継続する事業についても、様々な見直しを行っており、再評価は公共事業の早期完成やコスト縮減などに極めて大きな役割を果たしてきていると考えている。

委員会の運営にあたっては、透明性の確保に最大限努め、委員会の会議や資料の公開はもとより、年度の早い時期に審査対象事業の一覧を公表して府民の皆様方から意見の募集を行い、各委員会の開催約1週間前には事業概要を公表して改めて意見募集を行い、委員には必要資料を事前送付するとともに、必要に応じ現地調査や直接の住民意見の聴取を実施するなど、審議の充実と府民の皆様方の意見の反映に努めている。

今年度からは、再評価に加え、事前評価や事後評価についても第三者委員会で審議いただくなど、今後とも公共事業の評価制度のいっそうの充実・改善を図ってまいります。

生活交通確保対策でも、IT問題でも、肝心要の問題に答えるべき

【梅木・再質問】 見事に私の聞きたいことには答えていただけていないというのが印象です。私、積極的に提案をさせていただいているんです。例えば、生活交通の確保の問題について、この間のワーキング会議の資料を見せていただきました。その中で、中川先生も、利用目的に応じた生活交通の確保策ということで、私がいろいろ勉強してきて、提案もしていることと同じようなことを書いてあって、その一番下に「行政投資の費用対効果も参考に、地域実態に応じて選択をする」というふうに書いてある。そうしたら、費用対効果を考えようとしたら、その地域に市町村がどれだけの行政的な投資を行っているのかということを含めて把握する必要があるのではないかと、私には質問をしているわけです。それについて把握するかどうか、そのことはひとつお答えいただきたいと思います。

知事は高速道路の話がされましたけれども、アメリカでは高速道路が中心だとか、いろんなところが反省をしてくる高速道路を一部取り崩す、ソウルでもそうでした。私も見てきましたけれどもね。そうやって、生活交通をどう確保していくのかということが、地球温暖化防止のために今必要になっていると。中国やインドでどんどんマイカーがふえてきているわけでしょう。そのときに、日本はどうするのかということをお聞きしています。高速道路偏重から、公共交通優先、地球温暖化防止というところはどう移っていくのかということについての考えをお聞きしています。そのところを、アメリカのことを話して、それで答弁になっているように思うのはおかしいと思います。

それから、ITの問題についても心配されている点を私は質問したわけです。私自身も、ITは便利だと思うし、インターネットも活用させていただいております。だけれども、そこでどうやって個人情報保護するのか、お年寄りの皆さん方が取り残されることがないのか、中小企業の皆さんが対応できなくて取り残されることがないのか、そのところをどういうふうにして見ているのかということをお聞きしているのに、とうとうと自慢げに話をし、何も私の質問に答えていない。そういう意味で具体的に質問しますが、知事は前に、民間委託について一定の指針をつくるというふうにお答えしましたね。ですから、その点についてはシステムづくりということで、チェックするシステムを何か指針なりをつくるか、アウトソーシングについても指針をつくるか、そういう方向について総務部長はどう考えているのか。この点をお答えいただきたいというふうに思います。

そのほかのことについては、また委員会で質問させていただきたいというふうに思います。

【総務部長】 再質問の件だが、先ほども述べたとおり、電子府庁の大きな意義は内部業務を簡素化・効率化することによって、直接府民の皆様と接する業務などに重点化をはかるということであるので、オンラインでのサービスを望まれる方には、そういう道筋を新たに設けるし、窓口でのサービスを望まれる方には、さらにその充実をはかるということなので、先ほどお年寄り等のデジタルデバイドの話がされたが、それにも十分に対応する方向で進めている。個人情報の保護については、これも先ほど述べたとおり、外部からの脅威に対しては、もっともっとデー

データベースの設計自身を盗まれにくいものにする、あるいはファイヤーウォールなどのセキュリティー技術を作っていく。内部からの脅威についても、様々な対応を取っていくこととなります。それから、アウトソーシングそのものは、民間への業務の外部委託はITだけに限るわけではなく、全体の話になるので、とくに電子府庁を進める上では全体の流れの中に沿って必要なものを適宜・適切にやることになるが、先ほど申したとおり、個人情報については、委託先の職員の方も（府）職員と同様、守秘義務等が、情報の収集に対しては、罰則もかかっているのです、そういう形で、先進的な技術と同様、ルールの徹底によって個人情報の安全確保には万全をつくしてまいりたい。

【企画環境部長】生活交通については、府としては、生活交通の主体、主体的に生活交通を守る第一線にいるべき市町村、この市町村に対する補助を中心に補助体系を組んでいるし、また、そうあるべきと考えている。当然のことながら、市町村における生活交通の展開実態、それを前提にした補助という前提で、スクールバス、あるいは福祉バス等に対する補助を回答させていただいた。